

## 6 給付・交付などについて

### (1) 日常生活用具の給付・貸与

#### 【対象品目等一覧】

しゅべつ 種別	しゅもく 種目	たいしょうしゃ 対象者	せいこう 性能	きじゆんがく 基準額	たいよう 耐用 ねんすう 年数
かいご ・ くんれん しえん ようぐ 介護・ 訓練支 援用具	とくしゅしんだい 特殊寝台	かしまた たいかん きのうしょう きゅういじょう (1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者 なんびょうかんじゃ ね たきり じょうたい (2) 難病患者などで、寝たきりの状態に ある者	うで あし などの くんれん できる きぐ ふたい げんそく 腕、脚などの訓練のできる器具を附帯し、原則と して対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に 調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	とくしゅ 特殊マット	かしまた たいかんきのうしょう きゅう (1) 下肢又は体幹機能障がい1級で 常時介護を必要とする身体障がい者 かしまた たいかんきのうしょう きゅう (2) 下肢又は体幹機能障がい2級の 身体障がい児（原則として3歳以上の もの） じどうそうだんしよまた ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしよ (3) 児童相談所又は知的障害者更生相談所 において知的障がい者若しくは知的障 がい児（原則として3歳以上の者）とし て判定され、障がいの程度が重度又は 最重度である者 なんびょうかんじゃ ね たきり じょうたい (4) 難病患者などで、寝たきりの状態に ある者	じょくそうの ぼうしまた しつぎん による おせんも は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール などの加工をしたもの	19,600円	5年

<p>とくしゅにようき 特殊尿器</p>	<p>じょうじかいご ひつよう もの つぎ かか 常時介護を必要とする者で、次に掲げる いずれかに該当する者 (1)下肢又は体幹機能障がい1級の身体 障がい者若しくは身体障がい児（原則 として学齢児以上の者） (2)難病患者などで、自力で排尿がで き ない者</p>	<p>によう じどうてき きゅういん 尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は かいごしゃ ようい しょう え 介護者が容易に使用し得るもの</p>	<p>67,000円<sup>えん</sup></p>	<p>5年<sup>ねん</sup></p>
<p>にゆうよくたんか 入浴担架</p>	<p>にゆうよく あ かぞく たにん かいじょ よう 入浴に当たり家族など他人の介助を要す る者で、次に掲げるいずれかに該当する もの つぎ かか がいとう 者(1)下肢又は体幹機能障がい2級以上 の身体障がい者若しくは身体障がい児 (原則として3歳以上の者) (2)難病患者などで、下肢又は体幹機能に しょう 障がいのある者</p>	<p>たいしょうしゃ たんか の 対象者を担架に乗せたままリフト装置により にゆうよく 入浴させるもの</p>	<p>82,400円<sup>えん</sup></p>	<p>5年<sup>ねん</sup></p>
<p>たいいへんかんき 体位変換器</p>	<p>したぎ こうかん あ かぞく たにん 下着交換などに当たり家族など他人の かいじょ よう もの つぎ かか 介助を要する者で、次に掲げるいずれか がいとう に該当する者 (1)下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者若しくは身体障がい児 (原則として学齢児以上の者) (2)難病患者などで、寝たきりの状態に ある者</p>	<p>かいじょしゃ たいしょうしゃ たいい へんかん ようい 介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に しょう え 使用し得るもの</p>	<p>15,000円<sup>えん</sup></p>	<p>5年<sup>ねん</sup></p>

<p>いどうよう 移動用リフト</p>	<p>(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者若しくは身体障がい児 (原則として3歳以上の者) (2) 難病患者などで、下肢又は体幹機能に 障がいのある者</p>	<p>介護者が対象者を移動させるに当たって、容易 に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他 住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>159,000円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 4年</p>
<p>くんれん 訓練いす</p>	<p>(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい児 (原則として3歳以上の 者) (2) 難病患者などで、下肢又は体幹機能に 障がいのある者</p>	<p>原則として附属のテーブルを付けるものとする。</p>	<p>33,100円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 5年</p>
<p>くんれんよう 訓練用ベッド</p>	<p>(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい児 (原則として学齢児以上 のもの) (2) 難病患者などで、下肢又は体幹機能に 障がいのある者</p>	<p>うでまたあしくんれん 腕又は脚の訓練などができる器具を備えたもの</p>	<p>159,200円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 8年</p>
<p>にゅうよくほじょようぐ 入浴補助用具</p>	<p>にゅうよくかいじょひつようものつぎかか 入浴に介助を必要とする者で、次に掲げ るいずれかに該当する者 (1) 下肢又は体幹機能障がいの身体障が い者若しくは身体障がい児 (原則として 3歳以上の者) (2) 難病患者などで、下肢又は体幹機能に 障がいのある者</p>	<p>にゅうよくじいどうざいほじょくそうにゅうすい 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水など を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し 得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を 伴うものを除く。</p>	<p>90,000円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 8年</p>

自立生活支援用具

<p>べんき 便器</p>	<p>(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者若しくは身体障がい児 (原則として学齢児以上の者) (2) 難病患者などで、常時介助を要する者</p>	<p>対象者が容易に使用し得るもの（手すりを付け ることができるもの。ただし、身体障がい児は 手すり付のもの。）ただし、取替えに当たり住宅 改修を伴うものを除く。</p>	<p>べんき 便器 4,450円 手すり付便器 5,400円</p>	<p>ねん 8年</p>
<p>とうぶほごぼう 頭部保護帽</p>	<p>(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障 がい有り、歩行や立位が不安定で頻繁 に転倒するおそれのある身体障がい者若 しくは身体障がい児 (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所 において知的障がい者若しくは知的障 がい児として判定され、障がいの程度が 重度又は最重度である者 (3) 精神障がい者又は精神障がい児で、 てんかんの発作などにより頻繁に転倒す る者 (4) 難病患者などで頻繁に転倒するおそれ のある者</p>	<p>ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部 を保護できる機能を有するもの (1) スポンジ及び革を主材料としているもの (2) スポンジ、革及びプラスチックを主材料と しているもの</p>	<p>(1) 15,200円 (2) 36,750円</p>	<p>ねん 3年</p>
<p>じじょう ぼうじょう T字状・棒状の つえ</p>	<p>(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障 がいの身体障がい者若しくは身体障がい 児（原則として学齢児以上の者） (2) 難病患者などで、平衡機能又は下肢若 しくは体幹機能に障がいのある者</p>	<p>木材又は軽金属製で対象者が容易に使用し得る もの。必要に応じて附属品の加算を認める。</p>	<p>もくざい 木材 2,310円 けいきんぞく 軽金属 3,150円 やこうざい 夜光材（一部）</p>	<p>ねん 3年</p>

			<p style="text-align: right;">430円</p> <p>夜光材（全面）</p> <p style="text-align: right;">1,260円</p> <p>外装に白色</p> <p>又は黄色ラッカー</p> <p style="text-align: right;">273円</p> <p>アイスピック</p> <p style="text-align: right;">1,050円</p>	
<p>移動・移乗 支援 用具</p>	<p>家庭内の移動等において介助を必要とする者で、次に掲げるいずれかに該当する者</p> <p>(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい の身体障がい者若しくは身体障がい児（原則として3歳以上の者）</p> <p>(2) 難病患者などで、下肢が不自由な者</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープなどであること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>(1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消などの用具とする。</p>	<p style="text-align: right;">60,000円</p>	<p>ねん 8年</p>
<p>特殊便器</p>	<p>(1) 上肢障がい2級以上の身体障がい者又は身体障がい児（原則として学齢児以上の者）</p> <p>(2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者若しくは知的障がい児（原則として学齢児以上）として判定され、障がいの程度が重度又は</p>	<p>あしづみペダルで温水温風を出し得るもので、対象者又は介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p style="text-align: right;">151,200円</p>	<p>ねん 8年</p>

	<p>さいじゅうど さいじゅうど さいじゅうど さいじゅうど さいじゅうど      最重度である者で、訓練を行っても自力      での排便後の処理が困難な者      (3) 難病患者などで、訓練を行っても      自力での排便後の処理が困難な者</p>			
<p>かさいけいほうき      火災警報器</p>	<p>かさいはっせい かんちおよ ひなん いちじる こんなん      火災発生の感知及び避難が著しく困難      な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯      で、次に掲げるいずれかに該当する者      (1) 障がい等級2級以上の身体障がい      者又は身体障がい児      (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所      において知的障がい者若しくは知的障      がい児として判定され、障がいの程度が      重度又は最重度である者      (3) 精神障がい者又は精神障がい児      (4) 難病患者など</p>	<p>しつない かさい けむりまた ねつ かんち おどまた ひかり      室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光      を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	<p>15,500円</p>	<p>ねん      8年</p>
<p>じどうしょうかき      自動消火器</p>	<p>かさいはっせい かんちおよ ひなん いちじる こんなん      火災発生の感知及び避難が著しく困難      な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯      で、次に掲げるいずれかに該当する者      (1) 障がい等級2級以上の身体障がい      者又は身体障がい児      (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所      において知的障がい者若しくは知的障      がい児として判定され、障害の程度が</p>	<p>しつないおんど いじょうじょうしょうまた ほのお せつしよく じどうてき      室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に      消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	<p>28,700円</p>	<p>ねん      8年</p>

	<p>じゅうどまた さいじゅうど もの  <b>重度又は最重度である者</b></p> <p>(3)精神障がい者又は精神障がい児  <small>せいしんしょう しゃまた せいしんしょう じ</small></p> <p>(4)難病患者など  <small>なんびょうかんじや</small></p>			
<p>でんじちょうりき  <b>電磁調理器</b></p>	<p>(1)視覚障がい2級以上の身体障がい者又は身体障がい児で、これらの者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯  <small>しかくしょう きゅういじょう しんたいしょう しゃまた しんたいしょう じ もの せたい も じゅん せたい</small></p> <p>(2)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者若しくは知的障がい児と判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者  <small>じどうそうだんしょまた ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしょ ちてきしょう しゃも ちてきしょう じ ほんてい しょう ていど じゅうどまた さいじゅうど もの</small></p> <p>(3)精神障がい者又は精神障がい児で、これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯  <small>せいしんしょう しゃまた せいしんしょう じ もの せたいまた じゅん せたい</small></p> <p>(4)難病患者などで、視覚に障がいのある者  <small>なんびょうかんじや しかく しょう もの</small></p>	<p>たいしょうしゃ ようい しょう え  <b>対象者が容易に使用し得るもの</b></p>	<p>41,000円  <small>えん</small></p>	<p>6年  <small>ねん</small></p>
<p>ほこう じかん えんちよう  <b>歩行時間延長</b></p> <p>しんごうきよう こがた  <b>信号機用小型</b></p> <p>そうしんき  <b>送信機</b></p>	<p>(1)視覚障がい2級以上の身体障がい者又は身体障がい児（原則として学齢児以上の者）  <small>しかくしょう きゅういじょう しんたいしょう しゃ また しんたいしょう じ げんそく がくれい じ いじょう もの</small></p> <p>(2)難病患者などで、視覚に障がいのある者  <small>なんびょうかんじや しかく しょう もの</small></p>	<p>たいしょうしゃ ようい しょう え  <b>対象者が容易に使用し得るもの</b></p>	<p>7,000円  <small>えん</small></p>	<p>10年  <small>ねん</small></p>
<p>ちようかくしょう  <b>聴覚障がい</b></p> <p>しゃよう おくない しんごう  <b>者用屋内信号</b></p> <p>そうち  <b>装置</b></p>	<p>(1)聴覚障がい2級以上の身体障がい者で、これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯  <small>ちようかくしょう きゅういじょう しんたいしょう しゃ もの せたいまた じゅん せたい</small></p>	<p>おんせい しかく しょつかく しんたいしょう ちかく  <b>音声などを視覚、触覚などにより知覚できるもの</b></p>	<p>87,400円  <small>えん</small></p>	<p>10年  <small>ねん</small></p>

		(2)難病患者などで、聴覚に障がいのある者			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能が3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障がい者又は身体障がい児(原則として3歳以上の者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	(1)呼吸器機能が3級以上又は同等程度の身体障がい者若しくは身体障がい児(原則として学齢児以上の者)であって、必要と認められる者 (2)難病患者などで、呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	(1)呼吸器機能が3級以上又は同等程度の身体障がい者若しくは身体障がい児(原則として学齢児以上の者)であって、必要と認められる者 (2)難病患者などで、呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者又は身体障がい児	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	盲人用体温計(音声式)	(1)視覚障がい2級以上の視覚障がい者又は身体障がい児(原則として学齢児以上の者)で、これらの者のみの世帯若	対象者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年

	<p>しくはこれに<sup>じゅん</sup>準<sup>せたい</sup>ずる世帯</p> <p>(2)難病患者などで、視覚に障<sup>しかく</sup>がい<sup>しょう</sup>のある者<sup>もの</sup></p>			
<p>もうじんようたいじゅうけい 盲人用体重計</p>	<p>(1)視覚障<sup>しかくしょう</sup>がい<sup>きゅうい</sup>2級以上<sup>じょう</sup>の視覚障<sup>しかくしょう</sup>がい<sup>しゃ</sup>者<sup>また</sup>又は<sup>しんたいしょう</sup>身体障<sup>じ</sup>がい<sup>げんそく</sup>児<sup>がくれい</sup>（原則として<sup>がくれい</sup>学<sup>い</sup>齡<sup>じ</sup>児<sup>い</sup>以上<sup>いじょう</sup>の者<sup>もの</sup>）で、これらの者<sup>もの</sup>のみの世帯若<sup>せたい</sup>しくはこれに<sup>じゅん</sup>準<sup>せたい</sup>ずる世帯</p> <p>(2)難病患者などで、視覚に障<sup>しかく</sup>がい<sup>しょう</sup>のある者<sup>もの</sup></p>	<p>たいしょうしゃ ようい しょう え 対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>18,000円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 5年</p>
<p>もうじんようけつあつけい 盲人用血圧計</p>	<p>(1)視覚障<sup>しかくしょう</sup>がい<sup>きゅうい</sup>2級以上<sup>じょう</sup>の身体障<sup>しんたいしょう</sup>がい<sup>しゃ</sup>者<sup>また</sup>又は<sup>しんたいしょう</sup>身体障<sup>じ</sup>がい<sup>げんそく</sup>児<sup>がくれい</sup>（原則として<sup>がくれい</sup>学<sup>い</sup>齡<sup>じ</sup>児<sup>い</sup>以上<sup>いじょう</sup>の者<sup>もの</sup>）で、これらの者<sup>もの</sup>のみの世帯若<sup>せたい</sup>しくはこれに<sup>じゅん</sup>準<sup>せたい</sup>ずる世帯</p> <p>(2)難病患者などで、視覚に障<sup>しかく</sup>がい<sup>しょう</sup>のある者<sup>もの</sup></p>	<p>たいしょうしゃ ようい しょう え 対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>15,000円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 5年</p>
<p>どうみやく けつちゅう さんそ 動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシ メーター)</p>	<p>(1)呼吸器機能障<sup>こきゅうききのうしょう</sup>がい<sup>きゅうい</sup>3級以上<sup>じょう</sup>又は<sup>どうてい</sup>同程<sup>きゅうい</sup>度の身体障<sup>しんたいしょう</sup>がい<sup>しゃ</sup>者<sup>また</sup>若<sup>じ</sup>しくは<sup>しんたいしょう</sup>身体障<sup>じ</sup>がい<sup>げんそく</sup>児<sup>がくれい</sup>（原則として<sup>がくれい</sup>3歳<sup>さい</sup>以上<sup>いじょう</sup>の者<sup>もの</sup>）であつて、必要と認められる者<sup>ひつよう</sup></p> <p>(2)難病患者などで、呼吸器機能に障<sup>こきゅうききのう</sup>がい<sup>しょう</sup>のある者<sup>もの</sup></p>	<p>こきゅうじょうたい けいぞくてき 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可 のう きのう ゆう たいしょうしゃまた かいごしゃ ようい し 能な機能を有し、対象者又は介護者が容易に使 用し得るもの</p>	<p>157,500円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 5年</p>

情報・意思疎通支援用具	けいたいようかいわ ほじょ 携帯用会話補助 装置	おんせい き のうまた げん ご き のうしやう しんたい (1)音声機能又は言語機能障がい <small>の</small> 身体 障がい者若しくは身体障がい児 <small>（原則</small> として学齢児以上の者） したいふじゆう はっせいおよ はつご (2)肢体不自由であって、発声及び発語に 著しい障がい <small>を有する</small> 身体障がい者 また しんたいしやう じ げんそく がくれいじい 又は身体障がい児 <small>（原則として学齢児以</small> 上の者） なんびやうかんじや はっせいおよ はつご いちじる (3)難病患者などで、発生及び発語に著 しい障がい <small>のある</small> 者	けいたいしき おんせいまた ぶんしやう へんかん き 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機 能 <small>を有し、対象者が容易に使用し得るもの</small>	98,800円 <small>（えん）</small>	5年 <small>（ねん）</small>
	じやうほう つうしん しえん 情報・通信支援 用具	じやうし き のうしやう きやういじやうまた しかく (1)上肢機能障がい2級以上又は視覚 障がい2級以上 <small>の</small> 身体障がい者若し くは身体障がい児 <small>（原則として学齢児以</small> 上の者） なんびやうかんじや もじ よか (2)難病患者などで、文字の読み書きが 困難な者	しんたいしやう しやむ 身体障がい者向けのパーソナルコンピューター 周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000円 <small>（えん）</small>	6年 <small>（ねん）</small>
	てんじ 点字ディスプレ イ	しかくしやう およ ちやうかくしやう じやうど (1)視覚障がい及び聴覚障がいの重度 重複障がい者 <small>（原則として視覚障がい</small> 2級かつ聴覚障がい2級以上）の身 体障がい者であって、必要と認められる 者 なんびやうかんじや しかく およ ちやうかく (2)難病患者などで、視覚及び聴覚に 重複して障がい <small>のある</small> 者	もじ がめんじやうほう てんじ 文字などのコンピュータの画面情報を点字など により示すことのできるもの	383,500円 <small>（えん）</small>	6年 <small>（ねん）</small>

<p>てんじき 点字器</p>	<p>(1) 視覚障がい<sup>しかくしょうがい</sup>の身体障がい<sup>しんたいしょうがい</sup>者<sup>しやまた</sup>又は<sup>しんたい</sup>身体障がい<sup>しんたいしょうがい</sup>児<sup>じ</sup>（原則として<sup>げんそく</sup>学齢児<sup>がくれいじ</sup>以上<sup>いじょう</sup>のもの）  (2) 難病患者<sup>なんびょうかんじや</sup>などで、視覚に障がい<sup>しかくしょうがい</sup>のある者<sup>もの</sup></p>	<p>たいしょうしや ようい しょう え つぎ 対象者が容易に使用し得るもので次のとおりとする。  (1) 標準型<sup>ひょうじゆんがた</sup>  ア 両面書真鍮板製<sup>りょうめんしよしんちゆうばんせい</sup>  イ 両面書プラスチック製<sup>りょうめんしよ せい</sup>  (2) 携帯用<sup>けいたいよう</sup>  ア 片面書アルミニウム製<sup>かためんしよ せい</sup>  イ 片面書プラスチック製<sup>かためんしよ せい</sup></p>	<p>(1) 標準型<sup>ひょうじゆんがた</sup>  ア 10,400円<sup>えん</sup>  イ 6,600円<sup>えん</sup>  (2) 携帯用<sup>けいたいよう</sup>  ア 7,200円<sup>えん</sup>  イ 1,650円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 5年</p>
<p>てんじ 点字タイプライター</p>	<p>しゅうろう も しゅうがく ものまた しゅうろう 就労若しくは就学している者又は就労 み こ もの つぎ かか が見込まれる者で、次に掲げるいずれか がいと う もの に該当する者  (1) 視覚障がい<sup>しかくしょうがい</sup>2級以上<sup>きゅういじょう</sup>の身体障がい<sup>しんたいしょうがい</sup>  者<sup>しやまた</sup>又は<sup>しんたいしょう</sup>身体障がい<sup>じ</sup>児<sup>じ</sup>  (2) 難病患者<sup>なんびょうかんじや</sup>などで、視覚に障がい<sup>しかくしょうがい</sup>のある者<sup>もの</sup></p>	<p>たいしょうしや ようい しょう え 対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>63,100円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 5年</p>
<p>しかくしょう しょう 視覚障がい者用 ポータブル レコーダー</p>	<p>(1) 視覚障がい<sup>しかくしょうがい</sup>2級以上<sup>きゅういじょう</sup>の身体障がい<sup>しんたいしょうがい</sup>  者<sup>しやまた</sup>又は<sup>しんたいしょう</sup>身体障がい<sup>じ</sup>児<sup>じ</sup>（原則として<sup>げんそく</sup>学齢児<sup>がくれいじ</sup>  いじょう もの 以上の者）  (2) 難病患者<sup>なんびょうかんじや</sup>などで、視覚に障がい<sup>しかくしょうがい</sup>のある者<sup>もの</sup></p>	<p>おんせい そうさ ちかくも にんしき 音声などにより操作ボタンが知覚若しくは認識で き、かつ、DAISY方式<sup>ほうしき</sup>による録音及び当該方 しき きろく としよ さいせい かのう せいひん 式により記録された図書<sup>きろく</sup>の再生が可能な製品<sup>さいせい</sup>であ って、対象者<sup>たいしょうしや</sup>が容易<sup>ようい</sup>に使用<sup>しょう</sup>できるもの、又は おんせい そうさ ちかくも にんしき 音声などにより操作ボタンが知覚若しくは認識で き、かつ、DAISY方式<sup>ほうしき</sup>により記録<sup>きろく</sup>された図書<sup>としよ</sup> の再生<sup>さいせい</sup>が可能な製品<sup>かのう</sup>であって、対象者<sup>たいしょうしや</sup>が容易<sup>ようい</sup> に使用<sup>しょう</sup>できるもの</p>	<p>ろくおんさいせい 録音再生 85,000円<sup>えん</sup>  さいせいせんよう 再生専用 35,000円<sup>えん</sup></p>	<p>ねん 6年</p>

<p>視覚障がい者用 活字文書読上げ 装置</p>	<p>(1)視覚障がい2級以上の身体障がい者又は身体障がい児（原則として学齢児以上の者） (2)難病患者などで、視覚に障がいのある者</p>	<p>文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>99,800円</p>	<p>6年</p>
<p>視覚障がい者用 拡大読書器</p>	<p>本装置により文字等を読むことが可能になる者で、次に掲げるいずれかに該当する者 (1)視覚障がいの身体障がい者又は身体障がい児（原則として学齢児以上の者） (2)難病患者など</p>	<p>画像入力装置を読みたいもの（印刷物など）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字など）をモニターに映し出せるもの</p>	<p>198,000円</p>	<p>8年</p>
<p>視覚障がい者用 地デジ対応ラジ オ</p>	<p>(1)視覚障がい2級以上の身体障がい者又は身体障がい児 (2)難病患者などで、視覚に障がいのある者</p>	<p>対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>29,000円</p>	<p>5年</p>
<p>盲人用時計</p>	<p>てゆびの触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者で、次に掲げるいずれかに該当する者 (1)視覚障がい2級以上の身体障がい者又は身体障がい児 (2)難病患者などで、視覚に障がいのある者</p>	<p>対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>触読式 10,300円 音声式 13,300円</p>	<p>10年</p>

<p>聴覚障がい者 用通信装置</p>	<p>コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、次のいずれかに該当する者 (1) 聴覚障がい又は発生及び発語に著しい障がいのある身体障がい者若しくは身体障がい児（原則として学齢児以上の者） (2) 難病患者などで、聴覚障がい又は発生及び発語に著しい障がいのある者</p>	<p>一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの</p>	<p>71,000円</p>	<p>5年</p>
<p>聴覚障がい者 用情報受信装置</p>	<p>本装置によりテレビの視聴が可能になるもので、次に掲げるいずれかに該当する者 (1) 聴覚障がいの身体障がい者又は身体障がい児 (2) 難病患者などで、聴覚に障がいのある者</p>	<p>字幕及び手話通訳付きの聴覚障がいの身体障がい者又は身体障がい児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がいの身体障がい者又は身体障がい児向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>88,900円</p>	<p>6年</p>
<p>人工喉頭</p>	<p>(1) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がいの身体障がい者若しくは身体障がい児 (2) 難病患者などで、音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障がいのある者</p>	<p>(1) 笛式 呼吸によりゴムなどの膜を振動させ、ビニールなどの管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (2) 電動式 顎下部などにあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>(1) 笛式 5,000円 気管カニューレ付 8,100円 (2) 電動式 70,100円</p>	<p>4年</p>

視覚障がい者用 図書	(1) 視覚障がいの身体障がい者又は 身体障がい児  (2) 難病患者などで、視覚に障がいのあ る者	点字図書・大活字図書・DAISY図書	福祉事務所長が必要 と認めた額	
福祉電話 (貸与)	身体障がい者のみの世帯又はこれに準 ずる世帯であって、次に掲げるいずれか に該当する者 (1) 聴覚又は音声機能若しくは言語機能 障がいの身体障がい者 (2) 外出困難な身体障がい者（原則とし て2級以上）であって、コミュニケー ション、緊急連絡などの手段として必要 性があると認められる者 (3) ファックス被貸与者。	対象者が容易に使用し得るもの	新規設置の場合のみ 83,300円	
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障 がい3級以上の身体障がい者であつ て、コミュニケーション、緊急連絡など の手段として必要性があると認められる もの。ただし、電話（福祉電話を含む。）に よるコミュニケーション等が困難な身体 障がい者のみの世帯又はこれに準ずる 世帯	対象者が容易に使用し得るもの	7,700円	

	<p>視覚障がい者用 ワードプロセッ サー (共同利用)</p>	<p>視覚障がいの身体障がい者又は身体障 がい児(原則として学齢児以上の者)</p>	<p>編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基 づき、入力した文章を自動的に点字変換が可 能で点字プリンターとの連動により点字文書の作 成及び音声化ができるもの</p>	<p>給付の場合 1,030,000円</p>	
	<p>点字図書</p>	<p>視覚障がいの身体障がい者又は身体障 がい児であって、情報の入手を点字に よっている者</p>	<p>月刊又は週刊で発行される雑誌類を除くもので あって、点字により情報入手できるもの</p>	<p>点字翻訳された図書 と点字翻訳する以前 の図書の購入価格の 差額。ただし、対象 者1人につき、6タ イトル又は、24巻 を限度とし、辞書な ど一括して購入しな ければならないもの を除く。</p>	
<p>排泄管理支援用具</p>	<p>ストマ装具</p>	<p>ぼうこう又は直腸の機能障がいの身体 障がい者若しくは身体障がい児であっ て、人工肛門又は人工膀胱造設者</p>	<p>(1) 蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下 部開放型でラテックス製若しくはプラスチック フィルム製の収納袋 (2) 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテ ックス製又はプラスチックフィルム製の収納 袋で尿処理用のキャップ付のもの</p>	<p>(1) 蓄便袋 月額 8,858円 (2) 蓄尿袋 月額 11,639円</p>	<p>1か月</p>

<p>かみ など 紙おむつ等</p>	<p>(1)ストマの 著しい変形等によりストマ 装具の使用が困難な者 (2)高度の排便又は排尿機能障がい の身体障がい者 (3)脳原性運動機能障がいかつ意思 表示困難な身体障がい者又は身体障 がい児 (原則として3歳以上の者)</p>	<p>かみ せんちょうようぐ えいせい 紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ・ガーゼなど衛生 用品</p>	<p>げつがく えん 月額 12,600円</p>	<p>1か 月</p>
<p>しゅうりょうき 収尿器</p>	<p>(1)脊髄損傷などにより高度の排 尿機能障がいの身体障がい者 又は身体障がい児 (原則として3歳以上の者) (2)難病患者などで、高度の排 尿機能障がいのある者</p>	<p>さいりょうき ちくりょうぶくろ こうせい により ぎやくりゅう ぼうし そうち 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿 の逆流防止装置をつけるもの</p>	<p>だんせいよう 男性用 ふつうがた えん 普通型 7,700円 かんいがた えん 簡易型 5,700円 じょせいよう 女性用 ふつうがた えん 普通型 8,500円 かんいがた えん 簡易型 5,900円</p>	<p>1 年</p>

<p>居室生活動作補助用具</p>	<p>居室生活動作補助用具</p>	<p>(1)下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）の身体障がい者若しくは身体障がい児（原則として学齢児以上の者）であって、障がい程度等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障がい2級以上の者</p> <p>(2)難病患者などで、下肢又は体幹機能障がいのある者</p>	<p>対象者の移動を円滑にする次に掲げる用具及び改修工事を対象とする。</p> <p>(1) 手すりの取付け</p> <p>(2) 段差の解消</p> <p>(3) 滑り防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更</p> <p>(4) 引き戸などへの扉の取替え</p> <p>(5) 洋式便器などへの便器の取替え</p> <p>(6) その他前号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>	<p>200,000円</p>	<p>1回限り</p>
-------------------	-------------------	---	---	-----------------	-------------

<p>注 意 事 項</p>	<p>持 参</p>	<p>申請先</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児または障害者総合支援法の対象疾病（難病など）のある方が対象となります。</li> <li>介護保険法など、他制度で給付等が受けられる場合は他制度優先となります。</li> <li>本人及び同じ世帯のかたの市所得割課税額の合計が50万円以上の場合は給付の対象となりません。</li> <li>原則費用額の1割自己負担（負担上限月額37,200円）となります。非課税世帯のかたは自己負担はありません。</li> <li>各品目には限度額（公費負担の上限額）を設定しています。購入品目が限度額を超えた場合は、利用者負担となります。</li> <li>購入後の領収書提出などでは申請を受理できませんので、必ず購入前にご相談ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、療育手帳または難病患者などであることが確認できるもの（診断書、意見書などの難病などの疾患及び状態がわかるもの）</li> <li>見積書</li> <li>工事図面（住宅改修のみ必要）</li> <li>住宅改修工事承諾書（借家の住宅改修のみ必要）</li> </ul>	<p>福祉係</p>